

合理的配慮の提供事例報告書【中学校】

事例の概要

A市B中学校の特別支援学級(難聴)に在籍する生徒Cは、人工内耳を装用し、主に聞き取りにおいて個別の支援が必要である。保護者からノートテイク、リスニングテストにおける配慮の申し出があり、校内支援委員会にて具体的な合理的配慮について協議した。交流及び共同学習においては教師がノートテイクを支援すること、メモを渡すこと、リスニングテストは別室で行い、教師の読み上げで伝えるかもしくはヘッドフォンを用いて実施することで合意形成に至った。

1 対象生徒の障害種

聴覚障害

2 障害の程度

非該当(聴覚障害)

※学校教育法施行令22条の3に該当か非該当か

3 在籍状況

中学校・特別支援学級

4 学年

中2

5 対象生徒の実態

感音性難聴で人工内耳を装用。小学校の時も特別支援学級(難聴)の在籍。「見る、書く、聴く」を同時に行うことは苦手である。交流及び共同学習においては、積極的に友達と関わり学習を深めている様子がある。

6 対象生徒についての合意形成に至るまでの経緯

(1 誰からの申し出か 2 申し出の内容 3 連携、調整した関係機関 4 合意形成に至った結論)

- 1 保護者からの申し出(入学時)
- 2 交流及び共同学習におけるノートテイク支援。リスニングテストの個別の配慮。
- 3 校内支援委員会を開催し、申し出の内容確認、具体的支援の在り方、個別の教育支援計画への明記などを話し合い、その内容を保護者及び生徒と確認した。
- 4 本生徒の学習への参加、目標達成に向けて必要なことを中心に話し合った。
- 5 随時、支援方法について見直しを図り、合理的配慮を提供している。

7 基礎的環境整備の視点と概要

基礎③ 個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成等による指導

小学校からの配慮事項を個別の教育支援計画等を通じて確認し、配慮事項においては随時追記している。

基礎⑦ 個に応じた指導や学びの場の設定等による特別な指導

リスニングを伴うテストにおいては、別室を用意している。

8 合理的配慮の観点と概要

合理①-1-1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮

交流及び共同学習において、一斉指示では十分聞き取れないところ、授業の要点や大切な情報を中心にノートテイクを行っている。また、全てノートテイクするのではなく、メモを渡すことで情報保障を行い、自らが整理しながら学習できる経験を通し、聞こえに関して自信がもてるように配慮している。

合理①-2-1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮

英語、国語のリスニングテストは、入学当初は教師の読み上げで行っていたが、少しずつ録音された音にも慣れてきたので、ヘッドフォンを使って受けている。

9 成果と課題

保護者の申し出に対し、校内支援委員会で協議することにより、本人の障害の程度に応じた個別の配慮を行うことができた。また、中学生ということもあり、本人から支援して欲しいことを聞き取るなど、状況に応じて対応することができた。今後は、本人の課題克服に向けて、学習を行っていくと共に、高校受検に向けての配慮事項の引継ぎ等、スムーズに進学できるよう努めていきたい。